

社会福祉法人登守会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人登守会（以下、「法人」という。）の理事、監事、評議員、及び評議員選任解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等が法人業務を行ったとき及び理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席したときは、次条に定める役員等報酬を支給する。ただし、施設職員は、これに値しない。

(支給額)

第3条 支給額は、1時間毎に2,500円とする。なお、報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(端 数)

第4条 1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを切り上げる。

(支給時期)

第5条 役員等報酬は、支給発生事由が生じた日以後相当期間内に支払う。

(改 正)

第6条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人登守会の理事会及び評議員会の審議を経るものとする。

附則

平成28年3月28日施行

平成29年3月18日改正